

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月8日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

北陸地方整備局長 高松 諭

- |   |   |   |                                    |
|---|---|---|------------------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名<br>一般国道8号  | 占用を制限する区域<br>高岡市福岡町下叢字梨子木2449番4 から<br>同市福岡町下叢新412番 まで | 図面縦覧場所<br>北陸地方整備局及び<br>同局富山河川国道事務所 |
|   |   |   |                                    |
| 2 | 制限の対象とする占用物件<br>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |   |                                    |
| 3 | 占用を制限する理由<br>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。   |   |                                    |
| 4 | 占用の制限の開始の期日 令和7年8月9日  |   |                                    |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月8日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

北陸地方整備局長 高松 諭

- |   |                      |   |                                    |
|---|----------------------|---|------------------------------------|
| 1   | 道路の種類及び路線名<br>一般国道8号 | 占用を制限する区域<br>富山県下新川郡朝日町平柳字中田448番3 から<br>同町平柳字島崎908番3 まで | 図面縦覧場所<br>北陸地方整備局及び<br>同局富山河川国道事務所 |
| 2 制限の対象とする占用物件<br>新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |                      |   |                                    |
| 3 占用を制限する理由<br>緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。   |                      |   |                                    |
| 4 占用の制限の開始の期日 令和7年8月9日  |                      |   |                                    |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月8日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月8日

北陸地方整備局長 高松 諭

- | 1 道路の種類及び路線名 | 占用を制限する区域      | 図面縦覧場所                   |
|--------------|----------------|--------------------------|
| 一般国道41号      | 富山市猪谷字松ヶ端一番二地内 | 北陸地方整備局及び<br>同局富山河川国道事務所 |
- 2 制限の対象とする占用物件  
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 令和7年8月9日

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月15日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月15日

北陸地方整備局長 高松 諭

- | 1 道路の種類及び路線名   | 占用を制限する区域   | 図面縦覧場所                   |
|----------------|---|--------------------------|
| 一般国道8号         | 高岡市北島字御3番26 から<br>同市北島字御蔵3番1 まで   | 北陸地方整備局及び<br>同局富山河川国道事務所 |
| 2 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |                          |
| 3 占用を制限する理由    | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  |                          |
| 4 占用の制限の開始の期日  | 令和7年8月16日   |                          |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月29日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

北陸地方整備局長 高松 諭

- | 1 道路の種類及び路線名   | 占用を制限する区域   | 図面縦覧場所                 |
|----------------|---|------------------------|
| 一般国道17号        | 南魚沼市石打字土堂1292番1 から<br>同市石打字瀬戸川原203番3 まで   | 北陸地方整備局及び<br>同局長岡国道事務所 |
| 2 制限の対象とする占用物件 | 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 |                        |
| 3 占用を制限する理由    | 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。  |                        |
| 4 占用の制限の開始の期日  | 令和7年8月30日   |                        |

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月29日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年8月29日

北陸地方整備局長 高松 諭

- |   |                       |  |                                  |
|---|-----------------------|--|----------------------------------|
| 1 | 道路の種類及び路線名<br>一般国道49号 | 占用を制限する区域<br>阿賀野市堀越字土本514番11 から<br>同市野地城字原271番1 まで | 図面縦覧場所<br>北陸地方整備局及び<br>同局新潟国道事務所 |
|---|-----------------------|--|----------------------------------|
- 2 制限の対象とする占用物件  
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 3 占用を制限する理由  
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日 令和7年8月30日